

平成19年度決算を認定

9月定例会

平成20年第3回定例会の日程（会期21日間）

9/2	本会議	開会 議・議案第2号、議案第41～46号採決 議案第47～60号、請願第3号委員会付託
3・4	決算特別委員会	付託議案審査
8	総務常任委員会	付託議案審査
9	産業建設常任委員会	付託議案審査
10	文教厚生常任委員会	付託議案審査
17	本会議	一般質問（4人）
18	本会議	一般質問（4人）
19	本会議	一般質問（2人）
22	本会議	議案第47～60号、請願第3号採決 意見書案第1号採決 閉会

平成20年第3回鶴ヶ島市議会定例会が9月2日から9月22日までの21日間の会期で開催されました。
本定例会では、議員提出議案1件、市長提出議案20件、請願1件、意見書案1件を審議しました。
一般質問は3日間にわたり行われ、10人の議員が登壇しました。

請願1件が提出されました

請願第3号

採択

「(仮称)協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書」提出に関する請願
「請願者」さいたま市南区南本町「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議・埼玉 会長 内野富夫さん
【要旨】「(仮称)協同労働の協同組合法」の国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣あてに提出すること。

みなさんからの
請願



意見書 議員から提出された意見書案第1号は全員賛成で可決され、関係機関に送付しました。

「(仮称)協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書

NPO、協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民が自ら解決することを目指して事業を展開している。これらの1つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、大変注目を集めている。

しかし、現在「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、また団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事

を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティを作る」、「人と人のつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民主体による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有効な制度として、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

陳情

○過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情
○日本人拉致事件解決のための人権啓発活動の一層の充実を求める陳情